



生活習慣病予防健診 [被保険者(ご本人)の皆さまが対象]

年に1回、忘れずに!

健診は必要?

糖尿病など生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。

健診を受けることで、**自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけ**となります。また、**早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。**



生活習慣病予防健診とは?

生活習慣病予防健診とは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(加入者ご本人)が受けることができる健診です。年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します。

※受診時に被保険者であることが必要です。 ※当年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

生活習慣病予防健診



生活習慣病予防健診で何を調べるの? (一般健診の一部)

項目	検査の内容	項目	検査の内容
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます	心電図検査	不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます
尿検査	腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます	胸部レントゲン検査	肺や気管支の状態を調べます
便潜血反応検査	大腸からの出血を調べます	胃部レントゲン検査	食道や胃、十二指腸の状態を調べます
血液検査	動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます		



どんな健診を受けられるの?

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	問診、診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査	35歳~74歳 (75歳の誕生日の前日まで)の方	最高 7,169 円
	眼底検査 (※医師が必要と判断した場合のみ)		最高 79 円
子宮頸がん検診 (単独受診)	問診・細胞診	20歳~38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 1,039 円

一般健診総額 ▶ 最高 **18,865**円 自己負担額 ▶ 最高 **7,169**円 協会補助額 ▶ 最高 **11,696**円

◎ 一般健診に追加できる健診 (セット受診のみで、単独受診はできません)

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査	一般健診を受診する ① 40歳の方 ② 50歳の方	最高 4,802 円
乳がん検診	問診、乳房エックス線検査、視診、触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	[50歳以上] 最高 1,086 円 [40歳~48歳] 最高 1,686 円
子宮頸がん検診	問診、細胞診	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※ 36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 1,039 円
肝炎ウイルス検査	HCV抗体検査 HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 624 円



どこで健診を受けられるの？

- 協会けんぽと契約している全国の健診機関（約3,500機関）で受診することができます。
- 受診できる全国の健診機関の情報は、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、支部までお問い合わせください。



健診受診までの流れは？

1

事業所に生活習慣病予防健診の案内が届く

例年4月ごろに、事業主の皆さまに健診のご案内（対象者等）を送付します。

2

案内が届いたら、従業員の皆さまに健診を受診するよう周知する

対象の方に、忘れずに周知いただきますようお願いいたします。

3

受診を希望する健診機関に予約をする

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

4

健診を受ける

受診当日は、保険証を必ず持参してください。
また、健診機関からの案内や検査容器などがある場合はそちらも忘れずに持参してください。

5

健康サポート（特定保健指導）を利用する・医療機関を受診する

健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある方には、健康サポート（特定保健指導）を利用して、生活習慣の改善に取り組んでいただきます。（P.25参照）

健診結果において治療が必要と判定された場合は、早期に医療機関を受診することをおすすめいたします。
治療が必要と判定された方で、医療機関を受診されていない方につきましては、協会けんぽからご案内を送付しています。（P.28参照）



Check

事業主の皆さまへのお願い

健診の案内が届いたら、健診を受診するよう、対象の方へ忘れずに周知いただきますようお願いいたします。

また、健診の結果を放置している従業員はいませんか？

健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な従業員の方には、健康サポート（特定保健指導）を利用するよう、積極的な声掛けをお願いします。（P.25参照）

なお、健診結果から治療が必要と判定された従業員の方には、事業主の皆さまから医療機関を受診するよう声掛けをいただくとともに、勤務時間に受診できるようにする等、受診のための配慮をお願いいたします。（P.28参照）

